

利用者負担の見直しに当たっての意見書一覧 (H25.5実施)

課名	施設名	所管する施設における現状と課題	利用者負担制度の見直しに当たっての意見
1 企画課			・利用料を負担した方に少しでも還元できる仕組みづくりとして、財務部と連携を図り、徴収した利用料を施設の維持管理の費用として充当する等の検討をしてはどうか。
2 行政経営課			・「(仮称)利用者負担に関する方針」の中で、公平かつ適正な利用者負担を確保するため、定期的に使用料等の見直しを行うことを定めていただきたい。 ・「(仮称)利用者負担に関する方針」の中で、使用料免除の対象や減免率についても整理していただきたい。
3 人事課			・利用者等の意識アンケート結果では、利用者負担の見直しを図ることを肯定する回答が大半を占めている。最近のWEBアンケートの調査人数が300人程度のため、調査客体が少ないとの意見もあると思うが、 ①統計上は妥当なサンプル数と考えられること②利用者及び不特定多数の双方に調査を行い、そのいずれも受益者負担の見直しがある程度容認する意見が多数であることを勘案すれば、これらの意見を十分尊重したうえで、見直しについて検討すべきと考えます。 ・そのため、他の公共施設とのバランスや施設の設置目的等を踏まえ、稼働率を向上させたとしても現在の使用料水準が低い施設等は、施設を利用しない市民との公平性を確保するためにも、利用者にはある程度の負担をお願いすることを前提に議論を行うべきと考えます。 ・施設の稼働率が向上した場合、使用料収入以上に管理運営経費が増加してしまうケースが生じる可能性についても把握・分析したうえで、受益者負担の見直しと併せ、サービス水準の妥当性についても十分に検討すべきと考えます。
4 財政課			・近隣他市町の施設使用料及びその料金設定の基準等をふまえ、見直しをおこなうことを検討する必要がある。 ・使用料等のうち課税対象については、消費税増税にあたり、その増税をふまえ、見直しをおこなうことを検討する必要がある。
5 財産管理課	・本庁舎等	・本庁舎・東庁舎・西庁舎については、有料で会議室等の貸し出しは行ってないため特に意見はありません。	
6 文化会館	・文化会館	・公共施設全体の使用料見直しについては平成27年度に予定されており、この結果を踏まえて対応することとなるが、公平性の確保の観点からは減免制度の適用を厳格に取り扱う取り組みを行っている。具体的には、寄付行為に基づく減免申請に当たり、寄付先の団体の活動内容を明らかにすることで、制度の趣旨に沿った「社会福祉事業」「文化振興事業」を行う団体と認め難い活動分については、減免対象外とする事とした。 次に収入の大部分を占めるホール使用料に関連して、昨年12月にオープンした民間ホール(収容:150人)と連携を取りあうことで、従来小規模な利用区分で使用していた利用者を当該ホールに誘導する事が可能になった。これにより、会館小ホール(収容:493人)の集客数の向上と長時間利用の増加が期待できることになった。今後も連携を取り合いながら、歳入の増額と利用者数の増加に向けた取り組みを行っていきたい。	・限られた財源で必要性の高い公共施設サービスを維持していくためには、管理運営内容を見直し、歳入の削減を図ることはもちろんのことであるが、使用料制度についても、公共施設を使うものと使わない者との間の公平性の確保のために、より一層の適正化が求められる。 ・ホールに関する利用料については、競合する他施設との比較も大切な要素となるため、前述の基本姿勢との間で歳入確保を図る上での調整が必要であることも付言するものです。
7 人権推進課	・ほうらい会館	・社会福祉法に基づく隣保館として昭和55年4月に設置し、周辺地域住民の生活の改善及び向上を図るための各種事業を実施し、地域に密着した住民交流の拠点となるコミュニティーセンターとして活動し、人権課題の解決を図っている。 ・しかし、施設の老朽化により、修繕等を要する箇所が年々生じているため、快適な施設利用を図るうえで、施設維持管理経費の占める割合が大きくなる。	・施設維持管理及び会館事業の運営費については、国庫補助対象事業になっているため、できる限り対象事業を実施するよう努力して、一般財源の削減を図る。 ・一方、社会福祉法では、「隣保館は無料又は低額な料金で利用させること」となっているため、現行の使用料で継続していくことが望ましいが、これからの、施設維持管理等を考慮すると見直しをすることもやむを得ない。
8 地域福祉課	・保健福祉センター	・施設維持管理費が、【H21】81,486,910円(内、修繕料 3,486,769円)、【H22】85,110,300円(同 3,480,321円)、【H23】76,721,913円(同 2,957,220円)、【H24】7,068,229円(同 5,134,977円)となっており、毎年施設の維持管理で相当な金額を要している。平成10年度にオープンしてから15年が経過し、施設の経年劣化が進んでおり、今後も維持管理費が増大することが見込まれるが、保健福祉センターの使用に係る使用料は原則無料となっているため、一般財源に頼らざるを得ない状況になっている。	・施設の経年劣化が進み、保健福祉センターの維持管理費が増大することが見込まれる。使用料の有料化を図るなど、施設管理経費を捻出していく必要がある。
9 暮らし安全課	・放置自転車等保管場所 ・秦野駅北口自転車駐車場	・民間駐輪場と料金格差が妥当なのか。 市:1,200~1,500円/月 民間:2,000~2,500円/月 ・今後予定される老朽化した施設の建て替えの検討に伴う新施設の料金設定の考え方 (例:施設が多層の場合、階層別に異なる料金設定を行うなど。)	・(受益者負担の原則) 施設(サービス)を利用する人と利用しない人との「負担の公平化」を確保するため、利用者に応分の負担を求めるべき。ただし、公共性のあるサービスの場合は、受益者負担と公費負担の割合のバランスをどのように置くかが課題。
10 高齢介護課	・広畑ふれあいプラザ	(現状) ・秦野市広畑ふれあいプラザ条例第6条により無料としている。 (課題) ・運営委員会において、施設の有料化について検討し、利用者負担の公平性や受益者負担の考えから他の公共施設と同様に有料化し、プラザを利用するすべての利用団体から、使用料を徴収することが適正と判断しました。なお、使用料の単価設定は公民館等他の公共施設と同じ積算基準に則り積算しました。	
11	・末広ふれあいセンター	(現状) ・秦野市末広ふれあいセンター条例第6条により無料としている。 (課題) ・末広ふれあいセンターの利用転換について今後検討し、その利用形態に沿って有料化を検討する予定である。	

利用者負担の見直しに当たっての意見書一覧 (H25.5実施)

課名	施設名	所管する施設における現状と課題	利用者負担制度の見直しに当たっての意見
12 高齢介護課	・老人いこいの家 (5箇所)	<p>(現状)</p> <p>(1) 管理・運営 指定管理者による管理・運営をしている。なお、指定管理者には地域の自治会、民生委員、老人クラブ、婦人会等の代表者により構成される各地区の「老人いこいの家管理運営委員会」を指定している。(指定期間:平成21年4月1日から平成26年3月31日まで)</p> <p>(2) 指定管理者選定委員会 平成26年4月1日以降の指定管理者について検討するため、今年の7月頃から指定管理者選定委員会を開催し、平成25年秦野市議会第4回定例会(12月)に指定管理者の指定について議案を提出する予定である。</p> <p>(3) 地域への譲渡 老人いこいの家は、「秦野市公共施設再配置計画」及び「新はだの行革推進プラン」で平成24年度から平成27年度までに地域へ譲渡する計画の施設です。このことを検討するため、平成24年度に老人いこいの家管理運営委員会の正・副委員長や利用団体等と地域への譲渡について、また施設の有料化について意見交換を行いました。(合計13回)現在は、市として「(仮称)利用者負担に関する方針案」を策定することとされたことから、このことについては一旦凍結いたしました。</p> <p>(課題)</p> <p>・平成24年度に管理運営委員会の正・副委員長や利用団体等と意見交換をした中で出た課題</p> <p>(1) 徴収方法、減免 平成24年度に意見交換をした中で、施設使用における受益者負担については指定管理者には承認をしていただきましたが、使用料の徴収方法、減免の取り扱いについては未決定の状態でありました。このことについては、この老人いこいの家が地域への譲渡を計画している施設であること、また使用料の徴収方法、減免の取り扱いについて適切な運用を図る必要があることから、「(仮称)利用者負担に関する方針案」が策定された後、引き続き指定管理者と意見交換をしていく予定である。</p> <p>(2) 収入予測と維持管理費 平成24年度に有料化について検討した結果、老人いこいの家の使用料(案)は貸室全て100円/時間となりました(公民館の使用料算定式に倣い計算)。また、この100円/時間をもとに収入を予測したところ、それぞれのいこいの家の維持管理費を賅うには不十分であることが分かりました。この老人いこいの家は地域への譲渡を計画している施設であることから、この有料化による収入と維持管理費のバランスが取れない限り、地域への譲渡は難しいものと考えている。</p>	<p>・老人いこいの家は、地域への譲渡を計画している施設であることから有料化に基づく収入と維持管理費のバランスを図る必要がある。このことから、それに見合った形で使用料の設定をしなければならない。</p> <p>・使用料の徴収については公民館とは違い管理人が常駐していないことから、地域にとって無理のない適当な方法により運営する必要がある。</p> <p>・これらのことも踏まえ、見直しをしていただきたい。</p>
13 こども育成課	・はだのこども館 ・表丹沢野外活動センター	<p>・平成25年10月に風呂棟が完成予定。当面風呂の利用は宿泊者の利用とするが、バーベキュー場等の利用者からの利用希望があった場合の利用料について検討が必要。</p> <p>・プレイパーク整備事業について、平成25年度に用地買収を行い、平成27年度以降に施設の整備を行う計画である。新たに設置するプレイパークの利用料について検討が必要。</p>	
14 健康づくり課	・中野健康センター	<p>・行政評価 平成18年度行政評価結果は「市が見直しの上実施」。市内には同様の施設(総合体育館、サンライフ鶴巻等)があり、一括で維持管理の方が効率的であり、予算の削減にもつながると思われるとの指摘事項があった。しかし、昭和51年に中野町内会と市(下水道総務課)が交わした覚書があり、地域性を考慮すると指摘事項の実施は難しい。</p> <p>・小水力発電装置の導入 平成25年度予算で環境保全課が下水道施設に設置し、中野健康センターに電力供給。導入後に26年度以降の光熱水費を削減できるか検討予定</p>	<p>・WG資料 (1ページ) 管理に要した費用の内訳を示してはどうか。職員給与費が含まれているか分からないと思われるため。</p> <p>(12ページ) コストカットとサービスカットとの違いについて、例を示してはどうか。違いが伝わりにくと思われるため。</p>
15 スポーツ振興課	・総合体育館 ・サンライフ鶴巻 ・おおね公園	<p>・週末が混雑する利用状況から、休日の利用料金上げ、平日の利用料金を下げるなどして、平日の利用促進を図りたい。</p>	<p>・陸上競技場の改修工事を機に料金改定を予定しているため、公平な利用者負担を制度とするような統一したルールを早急に定めていただきたい。</p>
16 森林づくり課	・里山ふれあいセンター	<p>(現状)</p> <p>[H24]・延べ利用者数 3,979人・管理運営費 7,023,842円・内委託料 6,200,000円・指定管理者 秦野市森林組合</p> <p>(課題)</p> <p>・専門的な施設ではあるが、民間等他に同種の施設がないため、潜在的な利用者は少なくないと考え。指定管理者の自主事業等を通じて、施設を広く知ってもらい、利用者数の増加及び利用料の増加を図る必要がある。</p>	<p>(税負担の公平性の確保の視点が抜けているかもしれないが)</p> <p>・利用料と施設の利用数は、基本的に反比例の関係であると考え。利用料を上げることによって、稼働率が下がり、結果、施設利用料の減、サービスの減とならないよう配慮する必要があると考える。</p> <p>・利用料を取る施設で稼働率が低い施設は、稼働率を上げることを優先して行う必要があると考える。</p>
17 農産課	・田原ふるさと公園	<p>・公園内にはふるさと伝承館内の農畜産物処理加工施設や親水広場、中丸広場がある。</p> <p>・農畜産物処理加工施設は、市が事業委託をしている合同会社そは東東雲や東地区漬物研究会が主に利用し、公園内で実施するイベント時に市民も利用している状況です。</p> <p>・広場は地域の老人会や子ども会の各団体が毎月数回ずつ利用し、自治会が運動会等で利用している。</p>	<p>・田原ふるさと公園は、都市住民と農村との交流を促進し、地域農業の活性化を図るとともに、市民に憩いの場を提供するために市が事業主となり国の補助を受けて建設した行政財産です。</p> <p>・広場に関しても、毎月申請を出して利用している団体のほか、個人でも憩いの場として利用している人もいるため利用者負担には当てはまらなると考える。</p> <p>・施設は、事業目的である漬物等加工品の開発、そば消費拡大、直売実施による女性グループや地域農業の担い手育成等を実現するため、各団体に無償で事業委託をしていますが、そば打ち体験や地域の特産品を加工するために主に利用しているため、利用者負担には当てはまらなると考える。</p>
18 商工観光課	・市宮片町駐車場 ・渋沢北口駐車場 ・弘法の里湯	<p>・毎月一定額以上の収入を確保し、安定した運営ができている。</p> <p>・しかし、渋沢北口駐車場は近隣に安価な駐車場ができ、今後競合する可能性もあることから、現行の駐車料金について見直しが必要とも考えられる。(例:駐車料金に上限を設ける等)</p> <p>・渋沢北口駐車場は、駅のすぐ近くに位置し、その利便性から本来の目的である商業振興の目的以外で使用されていることが懸念される。そのため、商店街で買い物をするために駐車場を利用する場合には、優遇する制度を設ける等の検討が必要と考えられる。</p>	<p>・見直しを行うことは必要である。</p> <p>・利用する人も利用しない人も同額ではなく、利用した分だけ負担してもらうことが公平であり、施設自体の価値も高めると思う。</p>
19 教育総務課	・幼稚園		<p>・利用者負担割合の目安を3分の1負担とあるが、行政サービスの性質(行政の関与度)により、負担割合を替えてもよいのではないかと。</p>
20 生涯学習課	・公民館 ・曾屋ふれあい会館 ・桜土手古墳展示館 ・宮永岳彦記念美術館	<p>・平成23年度の公民館における減免は、金額にして35%、件数にして20%となっている。そのことが施設全体の一般財源負担率を押し上げ、前後の無駄な利用時間の確保にもつながり、一般利用者の利用も阻害している。また、利用団体間の均衡を欠けているものとなっている。</p> <p>・さらに、減免の事務手続きの煩雑化もある。このことは、公民館に限らず他の施設についても、同様であると考え、利用者負担の見直しにあたり1項目として取り上げるべき課題である。</p>	<p>・市の行事も含めて、全ての減免団体についても減免対象から除く(減免規定の撤廃)。</p>